

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年10月4日提出
【発行者名】	鎌倉投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関 恭幸
【本店の所在の場所】	神奈川県鎌倉市雪ノ下四丁目5番9号
【事務連絡者氏名】	猪野 克亮
【電話番号】	050-3536-3302
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	結い 2101
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年4月19日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 参考情報 運用実績」の確認が不十分であったため、当該事項のうち「基準価額・純資産総額の推移」においてグラフの凡例に誤りがありましたので、これを訂正するとともに、委託会社等の経理状況の記載を新たな内容（第15期事業年度）に更新するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

5【運用状況】

参考情報

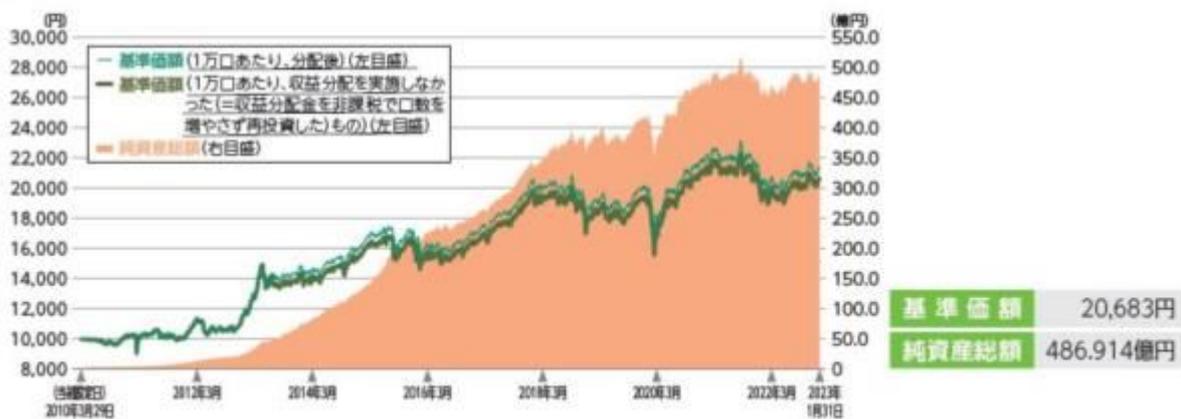
<訂正前>

運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページで確認いただけます。
 以下は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

当初設定日：2010年3月29日
 作成基準日：2023年1月31日

基準価額・純資産総額の推移



(以下略)

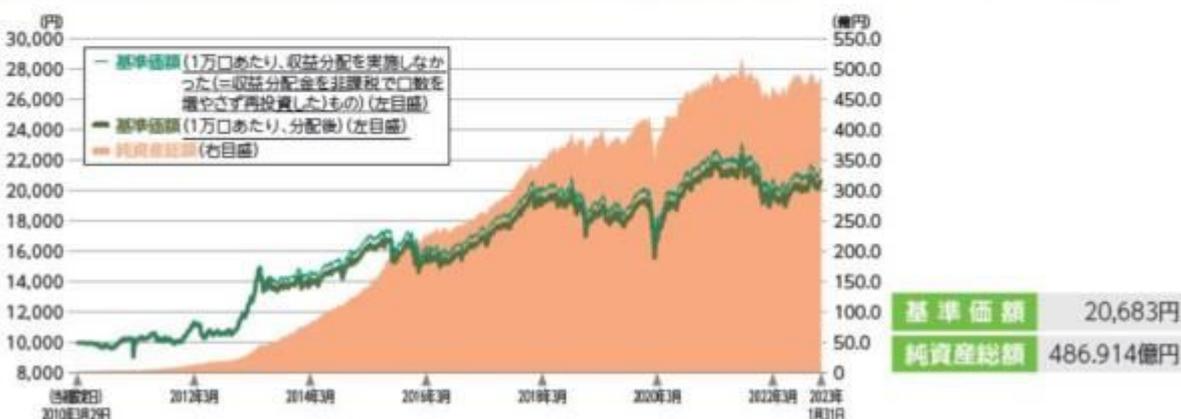
<訂正後>

運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページで確認いただけます。
 以下は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

当初設定日：2010年3月29日
 作成基準日：2023年1月31日

基準価額・純資産総額の推移



(以下略)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

- (1) 委託会社である鎌倉投信株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しています。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しています。
- (3) 委託会社の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)は、イデア監査法人の監査を受けています。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		前事業年度 (令和4年3月31日)	当事業年度 (令和5年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		344,667	351,879
直販顧客分別金信託	2	499,000	510,000
未収委託者報酬		94,760	100,517
その他		3,480	5,648
流動資産合計		941,908	968,045
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	16,109	14,609
構築物		1,734	1,533
器具備品		4,597	2,887
有形固定資産合計		22,441	19,029
無形固定資産			
ソフトウェア		32,070	31,240
ソフトウェア仮勘定		3,064	-
無形固定資産合計		35,134	31,240
投資その他の資産			
関係会社出資金		3,749	15,481
敷金		5,808	5,808
長期前払費用		2,024	1,058
繰延税金資産		20,594	14,499
その他		10	10
投資その他の資産合計		32,186	36,858
固定資産合計		89,763	87,128
資産合計		1,031,671	1,055,174
負債の部			
流動負債			
短期借入金	2	279,000	260,000
一年内償還予定の社債		-	250,000
預り金		17,354	17,542
顧客預り金		16,705	7,172
未払金		10,194	7,273
未払費用		21,440	14,592
未払法人税等		580	580
未払消費税等		11,157	7,044
契約負債		12,251	31,493
流動負債合計		368,683	595,699
固定負債			
社債		250,000	-
固定負債合計		250,000	-
負債合計		618,683	595,699
純資産の部			
株主資本			
資本金		100,000	100,000
資本剰余金			
資本準備金		465,500	465,500

資本剰余金合計	465,500	465,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	152,512	106,025
利益剰余金合計	152,512	106,025
株主資本合計	412,987	459,474
純資産合計	412,987	459,474
負債・純資産合計	1,031,671	1,055,174

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	466,745	462,446
投資事業組合管理収入	14,900	19,305
営業収益合計	481,646	481,752
営業費用		
支払手数料	71,687	70,116
広告宣伝費	9,110	10,830
委託計算費	31,700	33,694
営業雑経費	13,472	13,602
通信費	5,365	4,109
印刷費	2,794	2,608
協会費	1,789	1,917
その他	3,522	4,966
営業費用合計	125,971	128,242
一般管理費		
給料	167,408	188,734
役員報酬	39,799	43,150
給料手当	115,228	140,483
賞与	12,380	5,101
旅費交通費	1,920	2,015
租税公課	520	443
不動産賃借料	8,712	8,712
固定資産減価償却費	15,443	15,859
消耗品費	2,075	3,696
法定福利費	24,240	25,913
支払報酬	2,286	3,311
支払手数料	27,079	23,304
その他	16,817	23,953
一般管理費合計	266,503	295,945
営業利益	89,171	57,563
営業外収益		
受取利息	8	9
講演料収入	969	527
著作権使用料	78	71
補助金収入	1,649	-
雑収入	108	9

営業外収益合計		2,813	617
営業外費用			
社債利息		3,299	3,300
支払利息		1,444	1,368
投資事業組合運用損		227	239
雑損失		121	109
営業外費用合計		5,092	5,019
経常利益		86,892	53,161
特別損失			
固定資産除却損	1	12	-
特別損失合計		12	-
税引前当期純利益		86,879	53,161
法人税、住民税および事業税		580	580
法人税等調整額		36,035	6,094
法人税等合計		36,615	6,674
当期純利益		50,264	46,487

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	100,000	465,500	465,500	202,776	202,776	362,723	362,723
当期変動額							
当期純利益				50,264	50,264	50,264	50,264
当期変動額合計	-	-	-	50,264	50,264	50,264	50,264
当期末残高	100,000	465,500	465,500	152,512	152,512	412,987	412,987

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	100,000	465,500	465,500	152,512	152,512	412,987	412,987
当期変動額							
当期純利益				46,487	46,487	46,487	46,487
当期変動額合計	-	-	-	46,487	46,487	46,487	46,487
当期末残高	100,000	465,500	465,500	106,025	106,025	459,474	459,474

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社出資金

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～24年
構築物	10～15年
器具備品	3～20年

(2)無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しています。

3. 収益および費用の計上基準

委託者報酬

委託者報酬は当社が運用する投資信託に係る信託報酬で、ファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。

投資事業組合管理収入

投資事業組合管理収入には、投資事業管理報酬が含まれており、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性について

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年3月31日)	当事業年度 (令和5年3月31日)
繰延税金資産	20,594	14,499

2. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は、事業計画を基礎に見積った将来の課税所得に基づき、回収可能額について繰延税金資産を計上しています。

当社は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来の課税所得およびタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を認識しています。特に、当社は、過年度に生じた税務上の繰越欠損金を有しており、予測される将来の課税所得の見積りに基づき、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産14,177千円を計上しています。

将来の課税所得の見積りは、当社の事業計画を基礎としており、そこでの重要な仮定は、主に将来収益および営業利益見込みです。当社では、令和5年度以降も緩やかに需要は回復していくものと仮定しており、事業計画に当該影響を織り込み、将来の課税所得を見積っています。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、これによる財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和4年3月31日)	当事業年度 (令和5年3月31日)
建物	13,355千円	14,856千円
構築物	858千円	1,059千円
器具備品	11,910千円	13,880千円

2担保提供資産および担保付債務

直販顧客分別金信託に充当する借入のために、定期購入による収納金の債権譲渡担保差入証書等を差し入れています。これに対応する収納金債権総額は287,380千円です。

担保付債務は、次のとおりです。

	前事業年度 (令和4年3月31日)	当事業年度 (令和5年3月31日)
短期借入金	279,000千円	260,000千円

(損益計算書関係)

1固定資産除却損の内容

	前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
器具備品	12千円	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	事業年度期首 株式数	事業年度 増加株式数	事業年度 減少株式数	事業年度末 株式数
普通株式	56,550株	-株	-株	56,550株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	事業年度期首 株式数	事業年度 増加株式数	事業年度 減少株式数	事業年度末 株式数
普通株式	56,550株	-株	-株	56,550株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、デリバティブは利用しておらず、投機的な取引は行いません。なお、資金は、必要に応じて増資、社債発行や銀行借入により調達する方針です。

(2)金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは認識していません。

社債は、直販顧客分別金信託、および運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、支払期日や償還期日に支払いや償還を実行できなくなるリスクとしての流動性リスクがあると認識しています。

短期借入金、直販顧客分別金信託に充当することを目的としたものであり、支払期日は1ヶ月以内です。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日です。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、流動性リスクがあると認識しています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスクの管理

預金の預入先の信用リスクについては、預入先の格付け等のモニタリングにより管理しています。

・流動性リスクの管理

当社の資金繰計画の管理により、流動性リスクに対応しています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度(令和4年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)社債	250,000	249,191	808
負債計	250,000	249,191	808

(1) 現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等および未払消費税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(2) 関係会社出資金の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (令和4年3月31日)
関係会社出資金(*1)	3,749

(*1) 関係会社出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象としていません。

当事業年度(令和5年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)社債	250,000	250,100	100
負債計	250,000	250,100	100

- (1) 現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等および未払消費税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。
- (2) 関係会社出資金の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当事業年度 (令和5年3月31日)
関係会社出資金(*1)	15,481

(*1) 関係会社出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としていません。

- (注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（令和4年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	344,667	-	-	-
(2)直販顧客分別金信託	499,000	-	-	-
(3)未収委託者報酬	94,760	-	-	-
合計	938,427	-	-	-

当事業年度（令和5年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	351,879	-	-	-
(2)直販顧客分別金信託	510,000	-	-	-
(3)未収委託者報酬	100,517	-	-	-
合計	962,397	-	-	-

- (注) 2. 短期借入金および社債の決算日後の返済予定額
前事業年度（令和4年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
短期借入金	279,000	-	-	-	-
社債	-	250,000	-	-	-
合計	279,000	250,000	-	-	-

当事業年度（令和5年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
短期借入金	260,000	-	-	-	-
社債	250,000	-	-	-	-
合計	510,000	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（令和4年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	249,191	-	249,191
負債計	-	249,191	-	249,191

当事業年度（令和5年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	250,100	-	250,100
負債計	-	250,100	-	250,100

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(有価証券関係)

1. 子会社株式および関連会社株式

前事業年度（令和4年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社出資金	3,749

(注) 投資事業有限責任組合への出資金については、市場価格がないことから、時価を記載していません。

当事業年度（令和5年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社出資金	15,481

(注) 投資事業有限責任組合への出資金については、市場価格がないことから、時価を記載していません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）	当事業年度 （自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

前事業年度 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）	当事業年度 （自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （令和4年3月31日）	当事業年度 （令和5年3月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	45,852千円	21,403千円
その他	169千円	322千円
繰延税金資産小計	46,022千円	21,725千円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(*2)	25,428千円	7,225千円
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	-千円	-千円
評価性引当額小計(*1)	25,428千円	7,225千円
繰延税金資産合計	20,594千円	14,499千円
繰延税金負債合計	-千円	-千円
繰延税金資産（純額）	20,594千円	14,499千円

(*1) 評価性引当額が18,202千円減少しています。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が18,202千円減少したことによるものです。

(*2) 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(令和4年3月31日)

(単位：千円)

項目名	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	合計
税務上の繰越 欠損金(a)	24,449	16,183	5,219	-	-	45,852
評価性引当額	16,091	9,337	-	-	-	25,428
繰延税金資産	8,358	6,846	5,219	-	-	(b)20,424

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金が生じた要因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去および当期の課税所得または税務上の繰越欠損金の推移等を勘案して、将来において一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることが見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しています。

当事業年度(令和5年3月31日)

(単位：千円)

項目名	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	合計
税務上の繰越 欠損金(a)	16,183	5,219	-	-	-	21,403
評価性引当額	7,225	-	-	-	-	7,225
繰延税金資産	8,958	5,219	-	-	-	(b)14,177

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金が生じた要因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去および当期

の課税所得または税務上の繰越欠損金の推移等を勘案して、将来において一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることが見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)		当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	
法定実効税率 (調整)	33.84%	法定実効税率 (調整)	33.84%
評価性引当額の増減額	5.56%	評価性引当額の増減額	34.24%
住民税均等割等	0.67%	住民税均等割等	1.09%
その他	2.07%	繰越欠損金の期限切れ	11.86%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	42.14%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	12.56%

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
営業収益	481,646	481,752
うち委託者報酬	466,745	462,446
うち投資事業組合管理収入	14,900	19,305

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 3. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しています。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)および当事業年度(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

[関連情報]

前事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)および当事業年度(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

当社のサービスは単一であるため、記載していません。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しています。

(2)有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社が有している関連会社は、利益基準および利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しています。

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の子会社および関連会社等

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表提出会社の子会社および関連会社等	創発の荅 1号投資 事業有限 責任組合	京都市 中京区	1,320,000 (注4)	投資事業	所有 直接50% (注2)	組合管理 手数料 の受取	投資事業組 合管理収入	14,900	契約 負債	12,251

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には消費税等が含まれています。

(注2)当社は、他社と共同で無限責任組員として出資しています。

(注3)取引条件および取引条件等の決定方針等
組合契約に基づき決定しています。

(注4)出資金額は、コミットメント総額です。

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表提出会社の子会社および関連会社等	創発の荅 1号投資 事業有限 責任組合	鎌倉市	1,520,000 (注4)	投資事業	所有 直接100% (注2)	組合管理 手数料 の受取	投資事業組 合管理収入 出資の引受 (注5)	19,305 12,000	契約 負債 -	31,493 -

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には消費税等が含まれて

います。

(注2)当社は、単独で無限責任組合員として出資しています。

(注3)取引条件および取引条件等の決定方針等
組合契約に基づき決定しています。

(注4)出資金額は、コミットメント総額です。

(注5)出資の引受は、追加出資をおこなったものです。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1株当たり純資産額	7,303円04銭	8,125円10銭
1株当たり当期純利益金額	888円84銭	822円05銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
当期純利益	50,264千円	46,487千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円	- 千円
普通株式に係る当期純利益	50,264千円	46,487千円
普通株式の期中平均株式数	56,550株	56,550株

(重要な後発事象)

(社債の発行)

当社は、令和5年3月22日開催の取締役会の決議に基づき、令和5年5月9日に第9回少人数私募無担保利付社債の発行を決定し、以下の条件で発行しました。

その概要は次の通りです。

1 銘柄	第9回少人数私募無担保利付社債
2 発行総額	100百万円
3 発行年月日	令和5年5月18日
4 発行価額	額面どおり
5 利率	年1.5%
6 償還期日および償還方法	令和10年5月18日 期日一括償還
7 担保	なし
8 資金使途	運転資金

独立監査人の監査報告書

令和5年6月5日

鎌倉投信株式会社
取締役会 御中イデア監査法人
東京都中央区指定社員 公認会計士 立野 晴朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている鎌倉投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鎌倉投信株式会社の令和5年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は令和5年5月18日に第9回少数人数私募無担保付社債を発行した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。